

空襲被害 救済法案また見送り

通常国会 提出ならず

太平洋戦争中の空襲で被害を受けた民間人の救済法案は、戦後80年の夏を前に通常国会への提出が見送られた。超党派の国会議員連盟が成立に向けて動いていたが、頓挫。戦争被害は国民が等しく我慢するべきとする「受忍論」が、厚い壁となっている。被害者らは高齢化し、識者は「戦争の後始末を国民に強いるのはおかしい。早期の政治解決を」と指摘する。



全国空襲被害者連絡協議会の記者会見で救済法成立を訴える河合さん(左)
(6月、東京都千代田区)

戦後80年 受忍論の壁なお厚く

6月19日、全国空襲被害者連絡協議会(空襲連)は東京都内で記者会見し、救済に後ろ向きな政府の姿勢を糾弾。見解を公表し「国民を差別するのは、近代国家の在り方として、許容されることではない」と訴えた。

太平洋戦争末期、米軍の空襲が相次ぎ、多くの民間人に犠牲が出た。国は戦後、旧軍人・軍属に恩給や年金を払ってきたが、民間人は一部を除き対象外。戦争という非常事態で生じた被害は国民が等しく我慢するべきだと受忍論が根拠だ。

1945年3月の東京大空襲で母と弟2人を失った千葉市の河合節子さん(86)は声を振り絞る。「民間人の被害がなかったことにされてはならない。人間の尊厳を大事にしてほしい」

議連は政局や議員の入れ替えて国会提出を何度も見送っ

空襲被害救済を巡る経過

- 1972年 ▶名古屋で「全国戦災被害者連絡会」が発足。立法を求める運動が始まる
- 73年 ▶国会に「戦時災害援護法案」が提出される。88年まで計14回提出されるが廃案に
- 2009年 ▶東京大空襲訴訟の判決で、東京地裁が立法による解決を促す
- 12月 ▶全国空襲被害者連絡協議会(空襲連)が発足
- 10年8月 ▶活動を事実上停止していた超党派議員連盟が再発足
- 15年 ▶議連が法案の要綱を作成。身体に障害が残った人に50万円を支給することなどが盛り込まれる
- 17年 ▶議連が正式決定した条文案について、通常国会への提出見送る
- 25年6月 ▶議連が正式決定した条文案について、通常国会への提出見送る

クリック

戦争被害受忍論 戦争という非常事態で発生した被害は「国民が等しく我慢しなければならず、国は補償する義務を負わない」とする考え方。1968年に在外財産補償請求事件の最高裁判決で初めて示された。80年には、原爆被害者対策に関する厚生相の私的諮問機関の意見にも盛り込まれた。空襲被害者らが起こした裁判で繰り返し引用され、国が戦後補償を拒否する根拠となってきた。一方で、2009年の東京大空襲訴訟東京地裁判決のように、受忍論をどうも立法による解決を促した判決もある。

だが、戦後80年に「今しかない」と活動を加速化させた。法案は前文で受忍論に言及し「救済のための取り組みはされてこなかった」と明記。障害が残った人へ一時金50万円支給や、被害実態調査を盛り込んだ。

だが自民党内から受忍論を背景に「戦後補償は終わった」との声や、他の戦争被害に波及することへの懸念が上がり、またも法案提出は困難に。議連は秋の臨時国会での成立を目指している。

受忍論に阻まれてきたのは

空襲被害者だけではなく。昨年12月のノーベル平和賞授賞式で、日本被団協の田中照巳代表委員(93)は「日本政府は一貫して国家補償を拒んできた」と断罪。根幹にあるのは「戦争で亡くなる命は」と同じく「国が責任を負うことが、新たな戦争の歯止めにもなる」との思いだ。

被団協は6月の総会で「国の受忍政策を変えさせる世論を大きくしなければならぬ」と決議。空襲連とも活動をとににする考えだ。早稲田大の水島朝穂名誉教授(憲法学)は、空襲時、国民に避難を許さず消火を強いた「防空法」に触れ「国が民間人を戦争に動員した結果、逃げ遅れて犠牲になった人は多いはずだ。補償せず、受忍論でこまかすのは不正義だ」と批判する。

被害者に残された時間は少ない。「首相が政治決断するなどして、早急に救済法を成立させるべきだ」と強調。空襲以外の民間人被害の補償を進める必要性も訴えた。